

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 令和3年2月24日

最終更新日 令和3年2月24日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和3年2月24日
国立大学法人名		国立大学法人筑波技術大学
法人の長の氏名		石原保志
問い合わせ先		大学戦略課企画戦略係 TEL:029-858-9310 E-mail:kikaku@ad.tsukuba-tech.ac.jp
URL		https://www.tsukuba-tech.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p><b>【経営協議会からの意見】</b> 本報告書の記載は適切と考えます。 なお、今後の取り組みに対する考えを以下に掲載します。 ・補充原則1-2④「目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等」については、検証等のために設置した「将来構想委員会」等の役割・機能をさらに明確化し、より外部からの意見を取り入れる工夫を講じるべきと考えます。 ・補充原則4-1②「学生が享受できた教育成果を示す情報」については、「卒業生アンケート調査」を実施・公表しているが、さらに社会で活躍する卒業生を対象とした意見の聴取、卒業後のロールモデルに関する情報提供など、より積極的に取組を進めるべきと考えます。</p> <p><b>【意見への対応】</b> ご意見を踏まえ、「補充原則1-2④」については、ビジョンの実現等に向け、より具体的な役割の明確化、機能の強化を進め、外部の意見を取り入れるとともに、取組の検証、見直しを進めていきます。 また、「補充原則4-1②」については、卒業生の意向確認を含めさらに学生の実態把握、ニーズの確認を行い、その結果を踏まえた取組を進めていきます。 このほか、報告書に記載の原則については、引き続き経営協議会からの意見を得ながら、学生や社会にとってわかりやすい取組の改善を行っていきます。</p>
監事による確認		<p><b>【監事からの意見】</b> 本報告書の記載は適切と考えます。なお、全ての原則について、本ガバナンス・コードが原則主義であることに鑑み、本学の規模及び特性に照らして実効性のあるガバナンスの在り方が継続的に検討されるよう積極的に取り組むことを望みます。</p> <p><b>【意見への対応】</b> 全ての原則について、本ガバナンス・コードが原則主義であることに鑑み、引き続き監事からの意見を得ながら、本学にとって最適なガバナンスの在り方を継続的に検討し、不断の見直しを図るとともに、学生や社会にとってわかりやすい取組の改善を行っていきます。</p>
その他の方法による確認		現在、その他の方法による確認は行っていません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		本法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>本法人は、我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人の養成</li> <li>・ 障害のある人々が社会参画するための環境整備及びそれを推進する人材育成への貢献を「ミッション」としている。</li> </ul> <p>また、これを踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会に貢献する障害者人材の育成</li> <li>2. 障害学生への横断的支援</li> <li>3. 障害者への縦断的支援</li> </ol> <p>これらの実現を「ビジョン」として掲げ、それぞれの事項ごとに目標、戦略、実現のための道筋を別掲の形で整理し、取組を進めることとしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">筑波技術大学ミッション・ビジョン等</a></li> </ul>
<p>補充原則 1 - 2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>本法人では、教育研究及び管理経営に関する専門的事項の審議を行う全学委員会として「将来構想委員会」を設置し、企画・立案のための検討を進めるとともに、戦略的な大学経営政策に係る重要事項については、「学長室会議」においてさらに審議を深めることとしている。</p> <p>目標・戦略の進捗確認、検証、その結果に基づく改善については、上記のプロセスを通じ、現在、以下のとおり推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジョン 1：社会に貢献する障害者人材の育成 本学学生の自発的・自律的な社会参画を見据えた教育課程の構築に着手し、既設の学科・専攻のあり方の検証を含め、「将来構想委員会」等の場で審議を行っている。</li> <li>・ ビジョン 2：障害学生への横断的支援（全国レベルの障害学生支援） 聴覚障害学生支援の情報を掲載するデータベース「聴覚障害学生支援 MAP(PEP なび)」の運用を開始し、各大学の支援状況・支援事例を共有することにより、大学間ネットワークの形成促進を図っている。</li> <li>・ ビジョン 3：障害者への縦断的支援（初等中等教育段階、社会人を含む世代を超えた障害者支援） 本学と連携協定を結んでいる葛飾ろう学校で実施している「文泉こどもクラブ」の講師として本学の学生を派遣し、聴覚に障害のある児童・生徒にものづくりの楽しさを伝えている。 聴覚・視覚に障害のある社会人の幅広いニーズに対応するため、リカレント教育事業を展開し、スキルアップ・キャリアアップを目的とした講座に出席した卒業生 2 名が一級建築士の資格を取得している。</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">筑波技術大学ガバナンスの状況</a></li> <li>・ <a href="#">国立大学法人筑波技術大学学長室会議規程</a></li> <li>・ <a href="#">国立大学法人筑波技術大学将来構想委員会規程</a></li> </ul>

<p>補充原則 1 - 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>本法人では、経営面の事項に関する審議を経営協議会、教学面の事項に関する審議を教育研究評議会において実施の上、監事同席による役員会において最終的な意思決定を行っている。</p> <p>これらの会議において審議すべき事項の具体的な内容については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的な大学経営政策に係る重要事項を、学長室会議において調査・審議</li> <li>・教育研究及び管理運営に関する専門的事項や対応を要する特定事項を、個別事項ごとに設置する全学的な委員会において検討</li> </ul> <p>するなどとしており、それぞれの会議体の役割分担を明確にした上で、ミッション・ビジョン等の実質化を見据えた体制を整備している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筑波技術大学ガバナンスの状況</li> <li>・国立大学法人筑波技術大学役員会規程</li> <li>・国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程</li> <li>・国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程</li> <li>・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則</li> <li>・国立大学法人筑波技術大学学長室会議規程</li> </ul>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>本法人では、別掲のとおり、「教育職員の人事に関する基本方針」及び「職員人事基本方針」を作成し、多様な人材の登用や将来を見据えた体制整備を実現するため、組織・職務の見直しを含め、適正な人員配置を進めることとしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人筑波技術大学教育職員の人事に関する基本方針</li> <li>・国立大学法人筑波技術大学職員人事基本方針</li> </ul>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本法人では、別掲のとおり「財務レポート」により、支出及び収入の状況について公表している。</p> <p>また、別掲のとおり「財務方針」を作成し、中期的・計画的な財務上の取組の方向性を明確にしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筑波技術大学大学レポート</li> <li>・筑波技術大学財務レポート</li> <li>・国立大学法人筑波技術大学財務方針</li> </ul>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本法人では、毎年度、財政上の情報（収入の状況や財務指標の推移等）や教育・研究・社会貢献に取り組んでいる活動の概要を「大学レポート」及び「財務レポート」としてとりまとめ、別掲のとおり公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筑波技術大学大学レポート</li> <li>・筑波技術大学財務レポート</li> </ul>
<p>補充原則 1 - 4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>本法人では、法人の長を補佐するため「特命学長特別補佐及び特命学長補佐」制度を設けており、その任用にあたっては、将来の大学運営の根幹を担うことが期待される教員を積極的に活用することとしている。その職務は、全学的観点から大学経営政策に係る重要事項の検討・実施に関与するものであり、現在、8名を配置している。</p> <p>また、ミッション・ビジョン等の実現を見据えた将来構想の企画・立案にあたっては、全学的な検討の場への若手教職員の積極的な活用や経営・教学両面での IR 機能の充実等を通じ、教職協働を基本とする体制を整備するなど、本法人の中核的人材育成のための枠組みを構築している。</p> <p>《参考》</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則</u></li> <li>・ <u>国立大学法人筑波技術大学特命学長特別補佐及び特命学長補佐に関する要項</u></li> </ul>
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>本法人では、以下の役割の下、理事（法人の長を補佐して法人の業務を掌理する）、副学長（法人の長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる）を配置し、その職責に即した適切な人材を登用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事（総務・財務担当）</li> <li>・ 理事（社会連携担当）</li> <li>・ 理事（経営・施設・基金担当）</li> <li>・ 副学長（教育担当）</li> <li>・ 副学長（研究担当）</li> </ul> <p>各理事、副学長は、上記に掲げる役割を担うとともに、ビジョンを実現するため、相互に関連する課題について随時情報を共有し、連携を図り、戦略的で機動的な取組を進める。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>筑波技術大学ガバナンスの状況</u></li> <li>・ <u>国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則</u></li> </ul>
原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録		<p>本法人では、「役員会規程」に基づき、役員会において、国立大学法人法が定める事項を審議の上決議しており、その議事録を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国立大学法人筑波技術大学役員会規程</u></li> <li>・ <u>国立大学法人筑波技術大学役員会議事録</u></li> </ul>
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		<p>本法人では、以下の観点から外部の経験を有する人材の活用が重要と考えており、このことを踏まえ、現在、2名の理事を学外の人材から登用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本法人以外の教育機関等における経験と識見を有し、大学運営に包括的な立場から関与できる者</li> <li>・ 企業等における経営に携わった経験と識見を有し、法人経営に包括的な立場から関与できる者</li> </ul>
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		<p>本法人では、経営協議会の学外委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうち、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命することとしており、以下の方針に基づき選任している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学長が戦略的に法人経営を進めるにあたり、本学の教育理念に沿った意見を求めることができる者</li> <li>・ 聴覚障害・視覚障害のある学生を対象とする本法人における高等教育の実践に対し、深い理解と高い識見を有する者</li> <li>・ 教育機関、社会福祉団体、民間企業、公的機関等における専門的で幅広い経験と実績を有する者</li> <li>・ 多角的な視野を持ち、教育・研究・社会貢献等本法人が進める取組に、今日的な課題への対応を含めた様々な助言・示唆が行える者</li> </ul> <p>また、会議の運営にあたっては、多様なステークホルダーの幅広い意見を積極的に法人経営に反映させるため、学外委員を含め、多くの委員が出席できるよう、予め翌年度の開催日程を提示する等、以下のような運営方法の工夫を行っている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程</u></li> <li>・ <u>経営協議会の学外委員に係る選考方針</u></li> <li>・ <u>国立大学法人筑波技術大学経営協議会における運営方法の工夫</u></li> </ul>



		<p>経営協議会における運営方法の工夫としては、以下の対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学規則に基づく会議の位置付けに則り、審議議題を厳選</li> <li>・前年度中に翌年度の開催予定スケジュールを予め各委員に周知</li> <li>・会議開催日一週間前を目途に、各委員へ会議資料を事前送付</li> <li>・コロナ禍において、対面・オンラインを併用したハイブリッド方式により開催</li> </ul>
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>本法人では、「学長選考規則」に基づき「学長選考基準」を設け、選考過程、選考結果及び選考理由を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学学長選考規則</u></li> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学学長選考基準</u></li> <li>・<u>選考過程・選考結果・選考理由</u></li> </ul>
<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>本法人では、「学長の任期に関する規則」において、再任は可とし、引き続き在任する期間の上限（原則2年）を規定している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学の学長の任期に関する規則</u></li> </ul>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>本法人では、「学長解任規則」において、「解任の申出」に関する事由、学長選考会議における「解任の審査」及び「解任審査に係る意向調査」等所要の手続きを規定している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学学長解任規則</u></li> </ul>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>本法人では、「学長の業務執行状況の確認に関する規則」に基づき、学長選考会議において、学長就任2年目以降、毎年度1回（再任の場合は就任1年目から）、学長の業務執行状況を確認しており、その内容を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学学長の業務執行状況の確認に関する規則</u></li> <li>・<u>学長の業務執行状況の確認について</u></li> </ul>
<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本法人では、学長選考会議において、「大学総括理事」を置くことはしていない。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本法人では、「業務方法書」及び「内部統制規程」に基づき、別掲のとおり、「内部統制システム」を構築している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○最高責任者（学長）</li> <li>○内部統制委員会（学長・理事・副学長）</li> <li>○内部統制責任者（総務担当理事）（理事・副学長・部局長）</li> <li>○内部統制推進担当者（職員）</li> </ul> <p>内部統制委員会においては、研究、情報を含むリスク管理の状況を整理・把握するとともに、危機管理、内部統制に係る情報の共有、体制の整備、構成員への周知等を進めている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>筑波技術大学における内部統制システム（体制図）</u></li> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学内部統制規程</u></li> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学業務方法書</u></li> </ul>

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本法人では、教育・研究・社会貢献活動を含む様々な取組の現状を整理した「大学レポート」、財政上の状況を取りまとめた「財務レポート」を作成し、別掲のとおり公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">筑波技術大学大学レポート</a></li> <li>・ <a href="#">筑波技術大学財務レポート</a></li> </ul>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本法人では、教育・研究・社会貢献活動等の取組について、「入学を希望する受験生」「在學生」「卒業生」「保護者」「地域・企業」それぞれの対象に応じた情報の提供を行っている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">筑波技術大学ウェブサイト</a></li> <li>・ <a href="#">聴覚障害の受験生(ろう、難聴、聞こえにくい受験生)の方</a></li> <li>・ <a href="#">視覚障害の受験生(盲、弱視、見えにくい受験生)の方</a></li> <li>・ <a href="#">在學生の方</a></li> <li>・ <a href="#">卒業生の方</a></li> <li>・ <a href="#">保護者の皆様</a></li> <li>・ <a href="#">地域・企業の方</a></li> </ul>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>本法人では、3つのポリシーが示す方針に基づく本学での教育（国家資格の取得を主たる目的とする学科での教育を含む。）を経て、社会で活躍する学生の「卒業後の進路」を把握・公表するとともに、卒業生を対象とする意向調査を実施し、公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">産業技術学部3つのポリシー</a></li> <li>・ <a href="#">保健科学部3つのポリシー</a></li> <li>・ <a href="#">技術科学研究科産業技術学専攻3つのポリシー</a></li> <li>・ <a href="#">技術科学研究科保健科学専攻3つのポリシー</a></li> <li>・ <a href="#">技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻3つのポリシー</a></li> <li>・ <a href="#">卒業後の進路</a></li> <li>・ <a href="#">卒業生アンケート調査結果</a></li> </ul>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■ <a href="#">独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</a></p>